

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	消費生活安全課
契約締結年月日	平成25年4月1日
契約者名	株式会社山梨放送
契約名	「くらしの注意報」放送委託
契約金額 (税込み)	2,845,500円
随意契約理由	<p>県では、「消費者基本法」及び「山梨県消費生活条例」に基づき、「消費者利益の擁護と増進」を図るため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供について、これまでテレビスポット「くらしの情報」の放送や消費生活情報誌「かいじ号」の発行を通じて、広く県民に啓発している。</p> <p>平成23年度に実施した消費生活に係る県民意識調査の結果をみると、消費者問題に関する情報の入手手段として、テレビ、新聞とともにラジオが上位を占めた。</p> <p>この結果から、新たな情報発信媒体として、ラジオを活用し、若者、主婦、高齢者など幅広い県民を対象とした情報提供をより一層充実させたい。</p> <p>現在、テレビスポット「くらしの情報」は、(株)山梨放送と(株)テレビ山梨の2社に委託して放送しているが、このうちラジオ局を有しているのは、(株)山梨放送のみである。</p> <p>ラジオ放送を(株)山梨放送に委託することにより、テレビとラジオの活用により、これまで以上に総合的、効果的に消費生活に係る情報を提供することが期待できる。</p> <p>このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号